

## 紫波町保健活動支援員（会計年度任用職員）登録案内

令和8年4月1日に任用予定の紫波町保健活動支援員（会計年度任用職員）について、以下のとおり受付を行います。

なお、登録者の中から必要に応じて選考を行い任用をすることから、必ずしも任用されるものではありませんのでご了承ください。

### 1 登録募集職種等

職種	職務内容	主な勤務先	必要資格等
保健活動支援員 (会計年度任用職員)	乳幼児の健康診査及び特定健診並びに健康相談及び健康教育及び家庭訪問の支援に関すること	紫波町役場健康福祉課	・看護師資格 ・普通自動車運転免許を取得している人

### 2 登録方法

「保健活動支援員（会計年度任用職員）登録申込書」に必要事項を記入し、写真を貼付の上、「8書類提出先・問合せ先」に持参又は郵送で提出してください。

なお、町から登録した旨のお知らせは行いません。

### 3 登録受付期間

随時登録を受付しています。

### 4 応募資格

次のいずれかに該当する人は申し込むことはできません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 日本国憲法、又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 5 勤務条件

- (1)任用期間 原則1会計年度（4月1日から3月31日）以内で任用します。  
（勤務実績等により、改めて任用する場合があります）
- (2)任用時期 任用時期は、任用の必要に応じて随時となります。任用とならない場合には、特に通知等はありません。
- (3)報酬 時間給 1,330円
- (4)勤務日及び時間等 勤務日は、原則として毎週月曜日から金曜日までの5日間のうち業務内容により週1日または3日程度となります。  
勤務時間は、1日3～6時間（月3～48時間）で、原則として次のいずれかとなります。

- ① 午前9時から12時まで
- ② 午前9時から16時まで
- ③ 上記のほか事業により勤務時間が変更となります

(5) 休日等 週休日は、原則として毎週、土曜日・日曜日としますが、健康診査の日程によっては、土曜又は日曜日の勤務もあります。  
休日は、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始とします。

**6 選考方法** 任用の必要が生じた場合に、登録者の登録申込書の内容で書類選考を行い、必要に応じて面接等の選考をした上で、任用します。

## 7 その他

- (1) 地方公務員法上の服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (2) 提出書類は、一切お返しいたしません。
- (3) 任用は、全て条件付きのものとし、任用後1か月間(1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

## 8 書類提出先

〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1 紫波町役場 生活部 健康福祉課 健康係  
電話 019-672-4522 (直通)